

平成27年度 生駒市土地開発公社第1回臨時理事会 会議録

- 1 日 時 平成27年6月10日(水) 午前10時00分～午前11時00分
- 2 場 所 生駒市役所 302会議室
- 3 理事の定数及び現在数 定数 10名以内 現在数 6名
- 4 監事の定数及び現在数 定数 2名以内 現在数 1名
- 5 出席役員 理事 寺西 清幸、坂本 千鶴、今井 正徳、奥谷 長嗣、
大西 清隆、峯島 妙 出席者 6名

監事 松山 治幸 出席者 1名
- 6 欠席役員 なし
- 7 説明のため出席した職員 事務局長 増田 剛一、西川 芳幸、吉岡 浩
- 8 開 会 過半数以上の理事の出席により、理事会は成立
- 9 議事録署名理事指名 今井理事、峯島理事
- 10 審議事項 議案第2号 東生駒会社寮跡地利活用事業に係る土地及び建物売買契約書
第15条第1項の承諾について
- 11 審議内容
議案第2号 東生駒会社寮跡地利活用事業に係る土地及び建物売買契約書第15条第1項の
承諾について、質疑応答の結果、審議継続となった。

(説明)

事務局： 6月8日付けで事業者から承諾願いが出されたので、承諾の可否を決定願いたい。

都市計画法29条の申請に際し、東生駒会社寮跡地利活用事業に係る土地及び建物売買契約書第15条第1項の規定により、土地開発公社の承諾が必要であるため、願いが出された。法29条申請の内容と東生駒会社寮跡地利活用事業計画との整合性は、業種と地域貢献策について法29条申請時に事業計画として維持されておれば、問題ないと考えている。

(主な質疑等)

寺西常務理事： 今の説明に対し、ご意見ご質問をお願いします。

大西理事： 承諾願の内容と事業計画の整合性は認められるのか。

事務局： 業種と地域貢献策が維持されているということから、整合性は保たれていると事務局としては、判断しています。

大西理事： 法29条申請の図面と事業計画の内容が同じだということは確認しているのか。

事務局： 今回は、法29条申請をしようとしている内容と確認することとなります。

大西理事： 整合性を認めるのであれば、法29条申請の内容を確認すればよいのでは。

今井理事： 法29条申請をするには、公社の承諾書が必要であり、法29条申請がない状態での承諾願ということになるので、申請の内容というのは本来承諾願に添付されている書類という意味合いが正しいということになる。

大西理事： 法29条申請が出てないのに整合性をどう認めるのか。

寺西常務理事： 法29条申請は、これと同じですか。申請内容がわからなければ、確認できないのでは。

奥谷理事： 公社で何をチェックするのか。各種申請の内容を全てチェックできないし。一つずつ見る必要はない。

事務局： あくまで利活用事業として提案された趣旨と整合性が保たれていることを見ていただきたい。

今井理事： 現地点において比較できるものを見る限り、整合性は保たれている。

大西理事： 建築確認に際して、もう一度審議するのか。

事務局： 建築確認申請をしようとする書類を見てから、整合性があるかどうか、提案された

利活用事業について、同一性があるかどうか。

今井理事： 事務局としては、整合性があると。しかし、整合性がないということになれば、再度審議すると。今の段階では十分だと。

事務局： 事前承諾制をとった趣旨は、当初提案された業種などが勝手に変更され、他の業種に変更されようとする場合、これにストップがかけられるようにしたいためである。

奥谷理事： 事前承諾する項目は、業態と地域貢献策にして、これらが法29条申請と同一内容だと確認できればよいのではないか。

事務局： 内容確認について、業態と地域貢献策の2項目が中心になると考える。

峯島理事： 6月8日に承諾願が提出されて、6月10日（今日）の理事会で承諾をする理由はあるのか。

事務局： 今、各課事前協議を行っている状況です。事前協議がまとまると、法29条申請が提出できるようになる。公社の承諾無しでは、企画政策課として各課事前協議書に押印することができないのではないかと考えた。

大西理事： 各課事前協議が終わってから、都市計画法32条協議を行う。まだまだ、法29条申請は出せないのでは。

寺西常務理事： 企画政策課の対応としては、法29条申請に際して、公社の承諾をもらってもらうよう、各課事前協議書に書いておけばよいのでは。今の段階では、承諾書を出す必要はないということ。

寺西常務理事： 事務局からは、その他と言う事で何かありませんか。

事務局： 次回、7月7日に第2回臨時理事会を予定しています。